

令和3年度 第1回周南市公立大学法人評価委員会 次第

日時：令和3年11月5日（金）

13時00分～

場所：周南市役所本庁舎4階 庁議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 委員自己紹介

5 委員長及び委員長代理の選出

委員長

委員長代理

6 議 題

(1) 周南市公立大学法人評価委員会の設置について（資料1～4）

(2) 今後のスケジュールについて（資料5）

(3) 中期目標・中期計画の概要について（資料6～7）

7 その他

8 閉会

【配布資料】

- ・資料1 周南市公立大学法人評価委員会委員名簿
- ・資料2 公立大学法人評価委員会の概要
- ・資料3 周南市公立大学法人評価委員会条例
- ・資料4 周南市公立大学法人評価委員会運営要綱（案）
- ・資料5 評価委員会のスケジュール
- ・資料6 中期目標・中期計画の概要
- ・資料7 公立大学法人周南公立大学中期目標構成（案）

周南市公立大学法人評価委員会 委員名簿

氏 名	役 職 等
岡 正朗 (おか まさあき)	国立大学法人山口大学 学長
加登田 恵子 (かとだ けいこ)	公立大学法人山口県立大学 学長 徳山大学公立化有識者検討会議副会長
浜田 敬子 (はまだ けいこ)	ジャーナリスト 前 Business Insider Japan 統括編集長
山縣 俊郎 (やまがた としろう)	株式会社山縣本店 代表取締役社長 前山口県教育委員長
秋山 一正 (あきやま かずまさ)	公認会計士

公立大学法人評価委員会の概要

1 評価委員会とは

評価委員会は、公立大学法人を設立する市が法人の業務の実績に関する評価を客観的かつ中立公正に行うために、市長の附属機関として設置する委員会である。(地方独立行政法人法第11条)

2 評価委員会の所掌事務

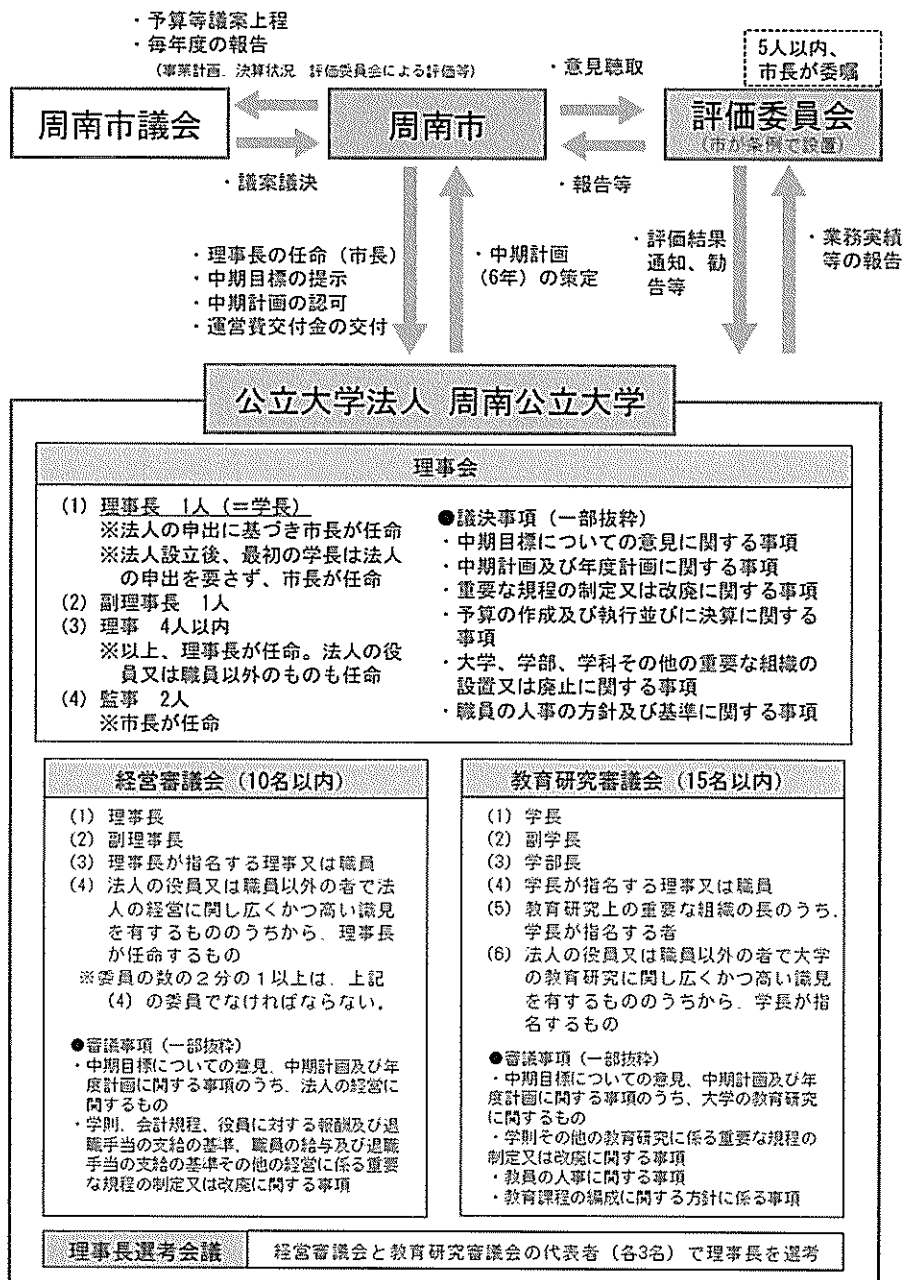
項目	業務内容	根拠法令
法人の業務実績に関する評価	各事業年度における業務の実績についての評価	法第78条の2第1項
	中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績についての評価（認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。）	法第78条の2第1項 (法第79条)
	中期目標期間における業務の実績についての評価（認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。）	法第78条の2第1項 (法第79条)
	法人への評価結果の通知及び必要に応じた業務運営の改善その他の勧告	法第78条の2第4項
	上記通知等に係る市長への報告及び公表	法第78条の2第5項

項目	業務内容	根拠法令	
市長が評価委員会の意見を聴くもの	中期目標	市長が中期目標を定め、又は変更しようとするときの意見	法第25条第3項
	中期計画	中期計画を市長が認可しようとするときの意見	法第78条第4項
	中期目標期間終了時	中期目標期間の終了時において、市長が法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっての意見	法第79条の2第2項
	財務関係	出資等に係る不要財産の納付を設立団体の長が認可しようとするときの意見	法第42条の2第5項
条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供することを市長が認可しようとするときの意見		法第44条第2項	
市長への申出	法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に係る市長への意見の申出	法第56条第1項(法第49条第2項準用)	

3 評価委員会の組織・運営

委員	5人以内 経営又は教育研究に関し学識経験のある者のうちから市長が委嘱 任期は2年（再任可）
委員長	委員の互選により選任 会務を総理し、委員会を代表。代理する委員を指名
会議	委員長が招集し、委員長が議長となる [開催要件] 委員の過半数の出席が必要 [議決要件] 出席委員の過半数で議事を決する

4 市や大学との関わり



周南市公立大学法人評価委員会条例

(設置)

第1条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項の規定に基づき、周南市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に行われる会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

周南市公立大学法人評価委員会運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、周南市公立大学法人評価委員会条例（令和3年条例第23号。）

第6条に基づき、周南市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の公開）

第2条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認められる案件については、この限りでない。

（傍聴人に対する指示）

第3条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をし、又はそのおそれがあると認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（意見の聴取）

第4条 委員長は、議事の調査審議に関し、特に意見を聴く必要があると認めたときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

（議事録等）

第5条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認めるものについては、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月5日から施行する。

評価委員会のスケジュール（予定）

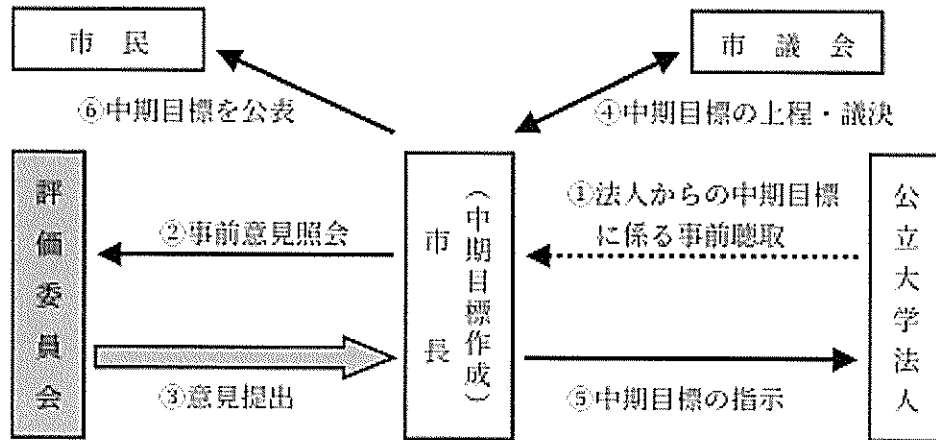
	年月日	評価委員会	審議事項
公立大学法人化前	令和3年11月5日	第1回評価委員会	評価委員会の進め方等 中期目標の構成
	令和3年11月25日	第2回評価委員会	中期目標（案）
	令和4年1月	第3回評価委員会	中期目標（案） 中期計画（案）
	令和4年2月	第4回評価委員会	中期計画（案） 役員報酬支給基準（案）等
	令和4年3月	第5回評価委員会 （予備）	
法人化後	令和4年度内に5回程度開催		令和4年度事業計画及び予算、 業務実績評価方針（案）等を審議

※中期目標の審議後にパブリック・コメントを実施予定

中期目標・中期計画の概要

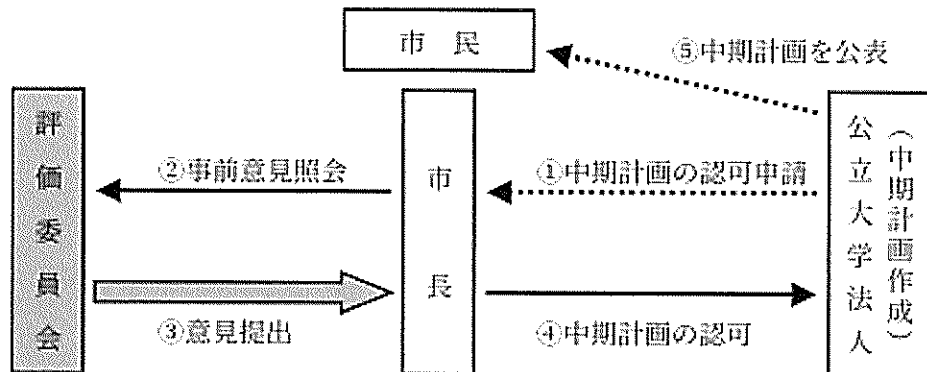
1 中期目標

中期目標は、公立大学法人が、6年間に於いて達成すべき大学運営に関する目標で、市長が定め、公立大学法人に対して指示することになっています。これは、公立大学法人が中期計画を作成する際の指針となるものであり、また、期間終了後に評価を行う上での基準にもなります。策定には、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要です。



2 中期計画

中期計画は、市長から指示された中期目標に基づき、その目標を達成させるために、公立大学法人が自ら作成する計画です。中期計画の策定には、地方独立行政法人の設立団体の長の許可が必要です。設立団体の長は、中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければなりません。公立大学法人の場合、中期計画の策定には議会の議決を要しませんが、理事会の議決を要します（定款第16条第1項第2号）



	中期目標	中期計画
作成主体	市 長	公立大学法人
性 格	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が公立大学法人に達成を期待する目標です ・市長が法人に指示します 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標を達成するための具体的な計画です
作成手続	<p>あらかじめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮します ・評価委員会の意見を聴かなければなりません ・議会の議決が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が作成する中期目標に基づき作成します ・市長の認可が必要です
期 間	6年間	6年間
記載事項	<p>〈法定事項(法第25条)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の期間 ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ・業務運営の改善及び効率化に関する事項 ・財務の改善に関する事項 ・教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 ・その他業務運営に関する重要事項 	<p>〈法定事項(法第26条)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 ・予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 ・短期借入金の限度額 ・重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画 ・剰余金の使途 ・その他市の規則で定める業務運営に関する事項

公立大学法人周南公立大学の中期目標構成（案）

【福知山公立大学】※R4～第2期中期目標

前文
第1 基本的な目標 1 基本理念・目的 2 目指すべき大学像 3 育成する人材像
第2 中期目標の期間
第3 教育研究上の基本組織
第4-1 教育に関する目標 1 教育の成果 2 教育内容 3 地域協働型の教育の深化・充実 4 教育の質保証等 5 学生支援の充実等 6 入学者選抜
第4-2 研究に関する目標 1 研究水準及び成果等 2 研究体制等
第4-3 地域・社会貢献に関する目標 1 連携強化 2 地域における人材の育成 3 新たな連携体制の構築と運用 4 大学活動に関する情報の収集と発信
第5 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制 2 組織力の向上
第6 財務内容の改善に関する目標 1 自主財源等の確保 2 効率的な大学運営の推進
第7 自己点検・評価及び情報公開に関する目標 1 自己点検・評価の実施 2 情報提供
第8 その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備等 2 安全管理等 3 コンプライアンスの徹底 4 リスクマネジメントの徹底 5 支援組織の強化

【長野大学】

はじめに 教育・研究・地域貢献・大学運営の改善
第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 2 教育研究上の基本組織
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 2 研究に関する目標 3 地域貢献、地域の人材育成等に関する目標 4 国際交流に関する目標
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 組織運営の改善に関する目標 2 教育研究組織の見直しに関する目標 3 人事の適正化に関する目標 4 事務の効率化・合理化に関する目標
第4 財務内容の改善に関する目標 1 安定的な経営確保に関する目標 2 自己収入の増加に関する目標 3 経費削減に関する目標 4 資産の運用管理の改善に関する目標
第5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標 1 自己点検・評価に関する目標 2 情報公開の推進に関する目標
第6 その他業務運営に関する目標 1 社会的責任に関する目標 2 施設設備の整備に関する目標 3 安全管理に関する目標

【山口東京理科大学】

基本的な目標
第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 2 教育研究上の基本組織
第2 教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 2 学生への支援に関する目標 3 研究に関する目標
第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標 1 地域コミュニティの中核的存在としての拠点化 2 産業界との連携 3 政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮 4 学生の地元定着
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標 2 教育研究組織の見直しに関する目標 3 人事の適正化に関する目標 4 事務等の効率化、合理化に関する目標
第5 財務内容の改善に関する目標 1 自己収入の増加に関する目標 2 経費の抑制に関する目標 3 資産の管理及び運用に関する目標
第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
第7 その他業務運営に関する目標 1 施設設備の整備、活用等に関する目標 2 安全衛生管理に関する目標 3 法令遵守及び危機管理に関する目標

【周南公立大学】

はじめに 基本的な目標 教育、研究、人材育成、地域貢献
第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 2 教育研究上の基本組織
第2 教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 2 研究に関する目標
第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標 1 地域貢献に関する目標 2 産業界等との連携に関する目標 3 教育機関との連携に関する目標 4 地域への定着に関する目標 5 地域における学生の活躍の場の創出に関する目標 6 国際交流に関する目標
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 組織運営の改善に関する目標 2 教育研究組織の見直しに関する目標 3 人事の適正化と人材育成に関する目標 4 事務の効率化・合理化に関する目標
第5 財務内容の改善に関する目標 1 安定的な経営確保に関する目標 2 自己収入の増加に関する目標 3 経費の抑制に関する目標 4 資産の管理及び運用に関する目標
第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 自己点検・評価に関する目標 2 情報公開の推進に関する目標
第7 その他業務運営に関する重要事項 1 施設設備の整備・管理に関する目標 2 安全管理に関する目標 3 法令遵守及び危機管理に関する目標